

みどり市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年2月6日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 須永 信雄

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

令和6年10月24日から令和7年1月23日まで

2 監査の対象

令和5年度及び令和6年度に財政的援助を与えている団体のうち、次の団体を任意抽出した。

補助金名	団体名	所管課
代替バス運行費補助金（電話でバス）	赤城観光自動車株式会社	政策企画部企画課
代替バス運行費補助金（大間々笠懸路線バス）		
代替バス運行費補助金（東町路線バス）		

3 監査の方法

当該補助金が諸規定に基づき適正に交付され、交付目的に沿って効率的に執行されているかを主眼とし、証拠書類を調査するとともに関係者から説明を聴取する等により監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象となった補助金は、おおむね適正に執行されていると認められた。